

排泄予測支援機器の取り扱いについて

1. 排泄予測支援機器とは

「排泄予測支援機器」とは、利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものです。

2. 給付対象者について

本用品の給付対象となるのは、鳩山町で介護保険要支援・要介護認定を受けており、運動動作の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、トイレでの自立した排尿が困難となっている居宅要介護者等であって、排尿の機会の予測が可能になることで、失禁を回避し、トイレで排尿することが見込める方です。

3. 利用が想定しにくい状態について

排泄予測支援機器はトイレでの自立した排尿を支援するものであることから、「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成12年3月24日厚生省告示代91号)別表第一の調査票のうち、調査項目2-5 排尿の直近の結果が「1. 介助されていない」、「4. 全介助」の者については、利用が想定しにくいとされています。

4. 排泄予測支援機器の購入申請について

排泄予測支援機器購入として町に申請するには、通常の福祉用具購入の申請前に「確認調書」及び居宅要介護者等の膀胱機能を確認するために医師の所見に関する書類を提出する必要があります。

提出する書類については、以下のとおりです。

★提出書類

(1) 排泄予測支援機器確認調書

(2) 医学的な所見が分かる書類(①～④のいずれか1点)

① 介護認定申請における主治医の意見書

② サービス担当者会議等における医師の所見

③ 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等の記載する医師の所見

④ 個別に取得した医師の診断書等

5. 特定福祉用具販売事業者が事前に確認すべき事項について

排泄予測支援機器の利用によって自立した排尿を目指すため、特定福祉用具販売事業者は、以下の点について、利用を希望する者に対して事前に確認した上で販売してください。

(1)利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意志があるか。

(2)装着することが可能か。

(3)居宅要介護者やその介護者等が通知を理解でき、トイレまでの移動や誘導が可能か。

なお、居宅要介護者等の状態により、通知から排尿に至る時間(排尿を促すタイミング)は異なるため、当該福祉用具販売前に一定期間の試用を推奨し、積極的な助言努めるとともに、継続した利用が困難な場合は試用中止を助言してください。

また、介護者が高齢で継続利用に支援が必要と判断した場合は、当該福祉用具販売後も利用状況の確認及び利用方法の指導に努めてください。

6. 介護支援専門員等との連携について

利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援を受けている場合、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等において排泄予測支援機器の利用について説明するとともに、介護支援専門員に加え、他の介護保険サービス事業者等にも特定福祉用具販売計画を提供する等、支援者間の積極的な連携を図ることにより、利用状況に関する積極的な情報収集に努めてください。

※老高発0331第3号(令和4年3月31日)「介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について」より一部抜粋。